

内部監査の実施状況について
(平成29年3月31日現在)

高知労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
高知労働基 準監督署 他3署 高知公共職 業安定所 他5所	平成28年11月7 日から11月22日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務に関する事項 ・会計経理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ①休暇承認簿の繰越日数誤りが認められた。(2署所) ②休暇承認簿の署所長不在時の処理方法に不適正な処理が認められた。(1署所) ③超過勤務命令簿の署所長不在時の処理方法に不適正な処理が認められた。(1署所) ④復命書の提出漏れが認められた。(1署所) ⑤切手受払簿への分任物品管理官の確認漏れが認められた。(1署所) 	<ul style="list-style-type: none"> ①休暇簿の残日数管理については、複数の職員の確認を行い適正な事務処理を行うよう徹底する。 ②休暇簿の管理については、署所長不在時の処理方法を統一し、記載漏れや印漏れのないよう適正な事務処理を徹底する。 ③超過勤務の管理については、署所長不在時の処理方法を統一し、記載漏れや印漏れのないよう適正な事務処理を徹底する。 ④出張終了後は速やかに復命を行うとともに、復命書への印・記載漏れ等ないよう適正な処理を徹底する。 ⑤切手受払簿の様式を変更し、切手使用ごとに決裁を受けるよう徹底する。
労働局内各 課室	平成28年12月16 日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務に関する事項 ・会計経理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ①休暇承認簿の繰越日数誤りが認められた。(1課室) 	<ul style="list-style-type: none"> ①休暇簿の残日数管理については、複数の職員の確認を行い適正な事務処理を行うよう徹底する。